

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	大興建設株式会社	代表者氏名	手島 三治
主たる営業所の所在地	愛知県岡崎市赤渋町字本屋敷2 2 番地 2		
許可番号	愛知県知事許可（特-26）第44316号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、左、と、石、屋、夕、鋼、筋、ほ、板、ガ、塗、防、内、

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	平成27年11月4日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		

### 処分の内容

#### 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

##### 1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業

##### 2 停止を命ずる期間

平成27年11月18日から平成27年11月20日までの3日間

### 処分の原因となった事実

大興建設株式会社及び同社の社員が、平成23年12月20日に岡崎簡易裁判所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により罰金刑の略式命令を受け、平成24年1月6日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

### その他参考となる事項